

令和6年3月12日

株 主 各 位

埼玉県日高市高萩1203番地
株式会社 日高カントリー倶楽部
代表取締役社長 大河原茂夫

第65期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第65期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年3月29日（金曜日）午前8時30分
2. 場 所 埼玉県日高市高萩1203番地
株式会社 日高カントリー倶楽部 会議室

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

- 1 第65期（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）
事業報告の内容報告の件
- 2 取締役1名辞任の件
- 3 監査役1名退任の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第65期（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）
計算書類承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に對し退職慰労金及び功労加算金贈呈の件
- 第5号議案 自己株式取得の件

以 上

株主各位におかれましては、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され
令和6年3月28日（木曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い
申し上げます。

尚、当日株主総会にご出席される際は同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、例年株主総会終了後開催しております株主懇親ゴルフ会は、今年も同
日に開催いたしますのでご参加のほど宜しくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

2023年は事業年度のほぼ全体を通し国内経済は円安、物価高という日常生活に大きく影響を及ぼす状況が続く中、3年に及んだ新型コロナウイルスも感染法上5類へと移行され、社会情勢が大きく変化した1年でありました。さらに夏季における異常気象とも言える猛暑が続いたことにより、コースコンデションの維持に苦慮した年となりました。一方、当社と致しましては長年の懸案事項でありました遊休不動産の売却を完了することができ、これにより経営効率化への一助となり、前期に続き利益計上となりました。

このような経済状況の中、当事業年度の営業日数は321日（前期比3日の減少）、総入場者は51,905名〔会員35,335名（前期比1,781名の減少）、ゲスト16,570名（前期比415名の減少）〕となり、売上高は1,021,603千円と前期比50,498千円の減少となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

区 分	金 額	前期比増減	構 成 比
	千円	%	%
年会費及びロッカー収入	189,059	89.9	18.5
ブ レ イ 収 入	553,956	98.4	54.2
食 堂 売 店 売 上	139,802	100.6	13.7
そ の 他 収 入	21,284	91.5	2.1
名 義 書 換 料	117,500	86.1	11.5
合 計	1,021,603	95.3	100.0

売上原価並びに販売費及び一般管理費は、減価償却費、修繕費、コース維持費、器具备品費等の増加により1,121,941千円と前期比44,684千円の増加となり、入場者の減少により売上は減少し営業損失100,338千円を計上する結果となりました。

営業外収益は賃貸料の減少により、20,920千円と前期比331千円の減少となり経常損失79,417千円を計上する結果となりました。

一方、遊休不動産の売却等により特別利益114,075千円を計上し特別損失225千円を差引いた結果、税引前当期純利益34,432千円、当期純利益30,532千円を計上する結果となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は、144,002千円で、その主なものは次のとおりであります。

建物付属設備	中央管理道路U字溝修繕工事	27,870千円
構築物	南8番ホール池改修工事	14,060千円
車両運搬具	電動ゴルフカート更新	12,150千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社が対処すべき課題

- 1) 会員並びにその家族及びゲストの満足度を高めるイベントを企画し集客の増大を図ります。
- 2) ゴルフコース全般及び付帯設備につきましても、メンテナンスの充実を図り、より良いプレー環境の向上及びプレーヤーの満足度UPに努めてまいります。
- 3) サステナビリティ（持続可能な環境、地域に貢献する施策）の充実を図り、経済活動面の効用をアピールしてまいります。
- 4) SDGsに関連して以前からのテーマの取り組みを進め、関連業界の推進役としての地位を確立していくよう努めてまいります。
- 5) 環境問題、エネルギー問題への対応としてグリーントランスフォーメーション(GX)への取り組みにより、SDGsの関連項目を推し進めてまいります。
- 6) 企業の社会的責任への取り組みを継続的に行い、特に地域社会の一員としての責任を全うしてまいります。

以上の課題の推進に注力し企業価値の向上を目指してまいり所存です。株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※SDGs Sustainable Development Goals

- テーマ N03 すべての人に健康と福祉を
- N06 安全な水とトイレを世界中に
- N07 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
- N09 産業と技術革新の基盤を作ろう
- N011 住み続けられるまちづくりを
- N013 気候変動に具体的な対策を
- N015 陸の豊かさも守ろう

全17テーマの内7テーマを対象といたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 令和2年12月期	第63期 令和3年12月期	第64期 令和4年12月期	第65期(当期) 令和5年12月期
売上高(千円)	775,694	1,044,284	1,072,102	1,021,603
当期純利益又は 純損失(△)(千円)	△4,167	27,593	5,743	30,532
1株当たり当期純利益 又は純損失(△) (円・銭)	△1,941.20	12,852.23	2,675.09	14,221.15
総資産(千円)	3,769,563	3,797,636	3,770,330	3,805,582
純資産(千円)	1,270,557	1,298,178	1,304,008	1,334,539
1株当たり純資産(円・銭)	591,782.55	604,647.55	607,363.11	621,583.28

(注) 第63期まで営業外収益として計上しておりました名義書換料については、第64期より「売上高」に含めて計上することに変更したため、第63期については、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(令和5年12月31日現在)

ゴルフ場及び食堂の経営並びにゴルフ用具の販売

(8) 主要な事業所(令和5年12月31日現在)

本社・ゴルフ場 埼玉県日高市
東京営業所 東京都千代田区

(9) 従業員の状況(令和5年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	33名(増)4名	49歳	11年
女性	35名(増)4名	35歳	6年
合計又は平均	68名(増)8名	42歳	9年

(10) 主要な借入先(令和5年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（令和5年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,980株
- ② 発行済株式の総数 2,147株
- ③ 株主数 1,565名
- ④ 大株主

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
東 ソ 一 郎	株 166	% 7.7
高 橋 正 孝	131	6.1
大 河 原 茂 夫	101	4.7
日 産 東 京 販 売 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株	95	4.4
金 沢 朋 子	41	1.9
内 藤 潔	21	1.0
株 集 英 社	5	0.2
宮 本 製 粉 株	4	0.2
医 療 法 人 社 団 明 芳 会	2	0.1
旭 化 学 合 成 株 他 2 4 名	50	2.3

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和5年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
大 河 原 茂 夫	代表取締役社長	
高 橋 正 孝	代表取締役	
泉 田 保 夫	取締役	
内 藤 潔	取締役	
多 賀 俊 幸	取締役	
松 本 護	取締役	
伊 東 輝 昌	常勤監査役	
大 竹 茂	監査役	
金 沢 朋 子	監査役	

- (注) 1. 当該事業年度中の監査役の異動は次の通りであります。
監査役宮島壯太氏、岩崎徳雄氏は令和5年3月24日をもって退任致しました。
2. 取締役内藤潔、多賀俊幸の2氏は、社外取締役であります。
3. 監査役伊東輝昌、大竹茂の2氏は、社外監査役であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。

但し、故意または重過失に起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。尚、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役		監 査 役		計		摘 要
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
6名	29,323千円	1名	600千円	7名	29,923千円	

(注) 1. 平成2年3月30日開催の株主総会決議による報酬の額

取締役 4名 年額 60,000千円以内

昭和57年3月26日開催の株主総会決議による報酬の額

監査役 1名 年額 10,000千円以内

2. 上記支給額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額4,663千円（取締役6名）

3. 上記支給額のほか使用人兼務取締役1名の使用人分の給与9,203千円の支給があります。

4. 社外役員3名の報酬の額は5,400千円であります。

5. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。

尚、監査役3名は無報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	当事業年度における主な活動状況
取締役 内 藤 潔	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
取締役 多 賀 俊 幸	当事業年度開催の取締役会5回の内5回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 伊 東 輝 昌	当事業年度開催の取締役会5回の内5回、監査役会6回の内6回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。
監査役 大 竹 茂	当事業年度開催の取締役会5回の内3回、監査役会6回の内4回に出席し、経営の執行について指摘、助言を行っております。

(注) 社外取締役及び社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は、以下の通りです。

- ・取締役内藤潔氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に大所高所から先を見据えた助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・取締役多賀俊幸氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に大所高所から先を見据えた助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・監査役伊東輝昌氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
- ・監査役大竹茂氏は、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社のコンプライアンス及びガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすためコンプライアンス・マニュアルを周知徹底させ、定期的にマニュアルの見直しを行うとともに教育等を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。新たに生じたリスク並びに生じる恐れのあるリスクについては取締役会において対応責任者たる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定プロセスの簡素化等により、意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催し合議制により慎重な意思決定を行う。

- (5) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の補助をする使用人は、各部門の部門長あるいは部門長が指名した使用人が必要に応じてこれに当たることとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に重大な損失を与える事実を発見した場合は当該事項を速やかに監査役（会）に報告する。また、その報告をした者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに取締役との定期的な意見交換会を開催し、また社外監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効率的な監査業務の遂行を図る。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等については会社規程に則り適正に処理する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は5回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っている。

②監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は6回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っている。

貸借対照表

(令和5年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	1,436,149	流 動 負 債	148,363
現金及び預金	978,563	買掛金	5,744
営業未収金	35,200	リース債務	10,473
有価証券	398,778	未払金	30,657
商 品	4,092	未払費用	52,993
原 材 料	2,330	未払法人税等	3,240
貯 蔵 品	7,459	未払消費税	24,367
仮 払 金	57	預り金	9,135
前 払 費 用	9,627	前受収益	6,265
未 収 入 金	38	賞与引当金	5,093
固 定 資 産	2,369,432	そ の 他	392
有 形 固 定 資 産	2,119,632	固 定 負 債	2,322,679
建 物	264,495	リース債務	20,507
構 築 物	283,309	入会金預り金	334,800
機 械 及 び 装 置	49,452	会員預り保証金	1,892,000
車 両 運 搬 具	24,007	役員退職慰勞引当金	33,296
工具、器具及び備品	16,267	退職給付引当金	42,075
立 木	170,067	負 債 合 計	2,471,042
コ ー ス	572,842	純 資 産 の 部	
土 地	701,922	株 主 資 本	1,334,420
建 設 仮 勘 定	9,090	資 本 金	100,000
リ ー ス 資 産	28,177	資 本 剰 余 金	1,113,350
無 形 固 定 資 産	7,918	その他資本剰余金	1,113,350
借 地 権	1,086	利 益 剰 余 金	121,070
ソ フ ト ウ ェ ア	5,605	その他利益剰余金	121,070
そ の 他	1,225	別 途 積 立 金	570,000
投資その他の資産	241,882	繰越利益剰余金	△448,929
投資有価証券	201,577	評 価 ・ 換 算 差 額 等	118
敷金及び保証金	38,475	そ の 他 有 価 証 券	
そ の 他 資 産	1,829	評 価 差 額 金	118
資 産 合 計	3,805,582	純 資 産 合 計	1,334,539
		負債・純資産合計	3,805,582

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高		千円
年会費及びロッカー収入	189,059	
プレイ収入	553,956	
食堂売店売上	139,802	
その他の収入	21,284	
名義書換料	117,500	1,021,603
売 上 原 価		1,006,119
売 上 総 利 益		15,484
販売費及び一般管理費		115,822
営 業 損 失		100,338
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,057	
雑収入	17,863	20,920
経 常 損 失		79,417
特 別 利 益		
固定資産売却益	114,075	114,075
特 別 損 失		
固定資産除却損	225	225
税引前当期純利益		34,432
法人税、住民税及び事業税		3,899
当 期 純 利 益		30,532

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合
		そ の 他 有 価 値 株 主 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合	
別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合					
当 期 首 残 高	100,000	1,113,350	1,113,350	570,000	△479,462	90,537	1,303,887
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 利 益					30,532	30,532	30,532
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)							
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	30,532	30,532	30,532
当 期 末 残 高	100,000	1,113,350	1,113,350	570,000	△448,929	121,070	1,334,420

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 値 株 主 資 本 剰 余 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	121	121	1,304,008
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 利 益			30,532
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△2	△2	△2
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△2	△2	30,530
当 期 末 残 高	118	118	1,334,539

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 商品、原材料及び貯蔵品は、いずれも先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によって評価しております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、退職時に支給する取締役、監査役に対する報酬及び退職慰労金、功労加算金に関する規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び該当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

① プレイ収入

ゴルフ場利用のサービスを提供しており、サービスの提供を行った時点で収益を認識しております。

② 食堂売店売上

食事の提供及び物品の販売を行っており、提供を行った時点で収益の認識をしております。

③ その他営業収入

ゴルフ場利用に関するその他のサービスを提供しており、サービスの提供を行った時点で収益の認識をしております。

- ④ 年会費
会員の年会費については、当該年会費に対応した期間にわたり収益を認識しております。
- ⑤ ロッカーフィー
会員へのロッカー貸与サービスを提供しており、当該使用期間にわたり収益の認識をしております。
- ⑥ 名義書換料
名義書換料は、名義書換等により収受した時点で会員資格を付与するものであり、入金後名義書換等の手続き完了時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,119,632千円

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ゴルフ場経営を主たる事業としており、決算日ごとに単一の資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候となる主な事象としては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、又は資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、経営環境の著しい悪化等が該当します。

減損の兆候が存在すると判定された場合の減損損失の認識にあたっては、翌事業年度の予算等を基準として算出された将来キャッシュ・フローに基づき見積りを行っております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,759,273千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,147株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 0株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については比較的安全性の高い債券等で行っており、有価証券及び投資有価証券の内容は債券等です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券 満期保有目的の債券	398,778	397,430	△1,348
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	201,352 225	199,910 225	△1,442 —
(3) 敷金及び保証金	38,475	38,475	—
資産計	638,831	636,040	△2,790
(1) 入会金預り金	334,800	334,800	—
(2) 会員預り保証金	1,892,000	1,892,000	—
負債計	2,226,800	2,226,800	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	225	—	—	225
資産計	225	—	—	225

② 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	397,430	—	397,430
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	199,910	—	199,910
敷金及び保証金	—	38,475	—	38,475
資産計	—	635,815	—	635,815
入会金預り金	—	334,800	—	334,800
会員預り保証金	—	1,892,000	—	1,892,000
負債計	—	2,226,800	—	2,226,800

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっているため、レベル2の時価に分類しています。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は賃貸借契約に伴う敷金等であり、賃貸借契約終了により将来回収が見込まれます。当事業年度末においては、その将来キャッシュ・フローに対する割引率をゼロとして現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しています。

入会金預り金・会員預り保証金

要求払いの特徴を有する入会金預り金・会員預り保証金については、会員からの要求に応じて直ちに支払われるものであり、当事業年度末に要求された場合の支払額をレベル2の時価に分類しています。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	一時点で移 転される財 及びサービ ス	一定期間に わたり移転 される財及 びサービス	顧客との契 約から生じ る収益	外部顧客 への売上 高
ブレイ収入	553,956	—	553,956	553,956
食堂売店収入	139,802	—	139,802	139,802
その他営業収入	21,284	—	21,284	21,284
年会費収入	—	181,472	181,472	181,472
ロッカーフィー 収入	—	7,587	7,587	7,587
名義書換収入	117,500	—	117,500	117,500
合計	832,543	189,059	1,021,603	1,021,603

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) (5)「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権など

	当事業年度 (自令和5年1月1日 至令和5年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	34,518千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	35,200千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	621,583円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	14,221円15銭

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年2月29日

株式会社 日高カントリー倶楽部 監査役会

監査役(常勤) 伊 東 輝 昌 ㊟

監 査 役 大 竹 茂 ㊟

監 査 役 金 沢 朋 子 ㊟

(注) 監査役伊東輝昌、大竹茂の2氏は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

報告事項

2 取締役1名辞任の件

一身上の都合により令和6年2月11日開催の取締役会をもって高橋正孝氏が取締役を辞任いたしました。そのため、定時株主総会において新たな取締役が選任されるまで取締役は5名となります。

3 監査役1名退任の件

本総会終結の時をもって伊東輝昌氏が監査役を退任されます。

議案及び参考事項

第1号議案 第65期（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）計算書類承認の件

当社は、第65期において、添付事業報告に記載の通り事業を展開し、取締役会は、第65期計算書類を作成して監査役会に提出し、その監査報告を受けた後承認いたしました。つきましては、株主総会のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、添付書類（12頁から19頁まで）に記載の通りであります。

取締役会といたしましては、第65期計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

資本金減少により監査役会の設置が義務付けられている大会社（会社法第2条第6号、第328条第1項）でなくなったところ、監査役が2名に減員することにより監査役会設置要件を満たさなくなるため、監査役会を廃止するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
第五条 当社は、取締役会、監査役及び監査役会を置く。	第五条 当社は、取締役会、監査役を置く。

第3号議案 取締役2名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役大河原茂夫氏、多賀俊幸氏が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
1	大河原茂夫 (昭和23年8月23日)	昭和46年 飯能信用金庫入社 平成元年 ㈱ダイエー代表取締役 平成16年 当社監査役 平成20年 当社取締役 令和3年 当社代表取締役(現在)	101株
2	多賀俊幸 (昭和34年10月4日)	昭和59年 東ソー㈱入社 平成23年 東ソー・シリカ㈱総務部長 平成28年 東ソー総合サービス㈱取締役(現在) 令和2年 当社取締役(現在)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 多賀俊幸氏は社外取締役候補者であります。

多賀俊幸氏の企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般の監督と助言を期待し令和2年3月に当社取締役に選任、当社の業績向上に貢献していただいております。当社のさらなる成長のため、業務執行に対する監督、助言等頂くことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3. 多賀俊幸氏の当社取締役の在任期間は本總會終結の時をもって4年であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項の規定により役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、令和6年1月に当該契約を更新しております。

当保険契約は取締役等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されており、その他の内容につきましては、事業報告に記載の通りであります。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金及び功労加算金贈呈の件

令和6年2月11日をもって取締役を辞任されました高橋正孝氏に対して在任中の多大な功労に報いるため、当社の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金及び功労加算金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと思います。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針及び社内規定に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役高橋正孝氏の略歴は、次の通りです。

氏名	役職名	略歴
高橋正孝	当社取締役	昭和49年 当社取締役
		昭和60年 当社常務取締役
		昭和62年 当社代表取締役社長
		令和3年 当社代表取締役

第5号議案 自己株式取得の件

会社法第156条の規定に基づき、次の条件により自己株式を取得することにつきご承認をお願いするものです。

- (1) 取得する株式の種類及び数 普通株式 170株
- (2) 1株を取得するのと引換えに交付する金額 621千円
- (3) 株式を取得するのと引換に交付する金額の総額 105,570千円以内
- (4) 株式の譲渡しの申込みの期日

本定時株主総会終了の時から次期定時株主総会終了の時まで

- (5) 会社法第158条の規定により通知を行う株主 高橋正孝氏
金沢朋子氏

尚、本件は特定の株主からの自己株式の取得でありますので、会社法第160条の規定により他の株主は売却請求権を有することを通知いたします。

以上